宅地分譲などで開発道路を新設する場合、開発道路の形状について事前相談を任意で受け付けます。

現在は、事前協議時に、道路管理者の建設管理課や道路課と協議したうえで決定していますが、

申請者の当初想定計画から事前協議後に大幅な変更が発生しないようにするためのものです。

道路の基準は、各務原市HPより『開発許可事務の手引き 第３章 第２節 道路』『開発に係る道路幅員の事例別イメージ』等を参照し、下記に記載のうえ、申請書類を３部提出してください。

担当窓口：各務原市 都市計画課 開発指導係

　　　TEL：058-383-7245　FAX：058-383-6365

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表mail：[tkeikaku01@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:tkeikaku01@city.kakamigahara.gifu.jp)

----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【申請日】　　　年　　月　　日

開発道路形状事前相談申請書

【開発事業名】

名刺を添付した場合は下記の記載不要

【申請代理人】

【連絡先(TEL)】

【連絡先(FAX)】

【連絡先(mail)】

【事前協議提出予定日】

　　年　　月　　日

【申請予定者】

　住所

　氏名

【予定建築物の用途】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【申請地】 | 【地目】 | 【面積(公簿)】 | 【面積(実測)】 |
| 各務原市 |  |  |  |

計　　　　　　　計

添付資料(レ点チェック)

**□**位置図または住宅地図　(1/2500程度)

**□**公図の写し　(ネット情報可・申請地を朱囲い)

**□**全部事項証明書　(ネット情報可)

**□**区割図(案)　(下記※参照のうえ、設計思想等を記載し、案が複数あれば望ましい)

**□**写真　(写真番号・区域界を朱囲い)

**□**その他　(宅盤レベルや構造物(排水・擁壁・区画明示など)が明記された現況図・土地利用計画図等)

* 最低限明示すべき事項

・開発区域…境界線の延長・区画割・区画面積・開発道路(幅員・延長)

・隣接地…地目・建物

・周辺道路…道路名称・幅員(後退あれば現況と後退後)

・周辺水路…仕様(種類やサイズ)

・上記が判別できるような写真の撮影方向・番号